

## 「奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ」 の設置について（案）

### 1. 背景・経緯

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）では、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「基金」という。）について講ずべき措置として、以下の事項が挙げられた。

○今後、本法人の機能を安定的かつ効果的に果たしていくため、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定めるとともに、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、信用保証業務や自治体からの出資の扱いなどの問題を検討した上で組織・業務の見直しを行う。

○高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とし、金融庁検査を導入する。

なお、これに関連して、基金では、閣議決定の内容を受けて外部有識者等からなる第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置し、「独立行政法人奄美群島振興開発基金の組織・業務の見直し等にかかる報告」をとりまとめ、本年11月12日に主務大臣である国土交通大臣及び財務大臣に報告がなされたところ。

### 2. 検討の体制

閣議決定及び基金第三者委員会報告の内容を踏まえ、奄美群島振興開発審議会に奄美群島の振興開発に必要な基金のあり方について調査・検討を行うことを目的として、「奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ」を設置する。

### 3. 検討事項

- (1) これまでの奄美群島の振興開発における基金の役割の分析・評価
- (2) 基金第三者委員会報告の検証
- (3) 国以外の出資者である鹿児島県及び群島内市町村の意見聴取
- (4) 奄美群島の振興開発に必要な政策金融のあり方について

## 奄美群島振興開発審議会会議規則（改正案）

奄美群島振興開発審議会決定

（趣旨）

**第1条** 奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和29年政令第239号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議）

**第2条** 審議会の会議の日時及び場所は、会長が定める。

2 審議会の会議を開催する場合には、会長は、委員に対し、あらかじめ会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（議長）

**第3条** 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長が審議会にはかつて定める委員が副会長としてその職務を代理する。

3 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（発言）

**第4条** 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

（意見聴取）

**第5条** 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者を審議会の会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

（書面による議事）

**第6条** 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議事の公開）

**第7条** 審議会の会議又は議事録は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の理由があるときは、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合においては、非公開の理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(ワーキンググループの設置)

第8条 審議会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるためのワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべき委員は、会長が指名する。

3 ワーキンググループに、座長を置き、ワーキンググループに属する委員のうちから会長が指名する。

4 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めない事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、平成13年11月16日から施行する。

この規則は、平成24年11月 日から施行する。

※下線部が、追加・変更部分

## 奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ設置要綱（案）

平成24年11月 日 奄美群島振興開発審議会決定

### （設置）

- 1 奄美群島振興開発審議会（以下、「審議会」という。）に奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

### （任務）

- 2 ワーキンググループは、奄美群島振興開発基金の今後のあり方について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

### （招集）

- 3 ワーキンググループの会議は、座長が招集する。

### （意見聴取）

- 4 座長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他相当と認める者をワーキンググループの会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

### （議事の公開）

- 5 ワーキンググループの会議は、公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

### （庶務）

- 7 ワーキンググループの庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

### （雑則）

- 8 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの議事及び運営に関して必要な事項は、座長が定める。

### （附則）

この要綱は、平成24年11月 日から施行する。